

伊方地域原子力防災協議会作業部会 関係機関一覧

内閣府
愛媛県
愛媛県警察本部
山口県
山口県警察本部
大分県
海上保安庁
防衛省
原子力規制庁
経済産業省

《 オブザーバー 》

伊方町
八幡浜市
大洲市
西予市
宇和島市
伊予市
内子町
上関町
四国電力（株）

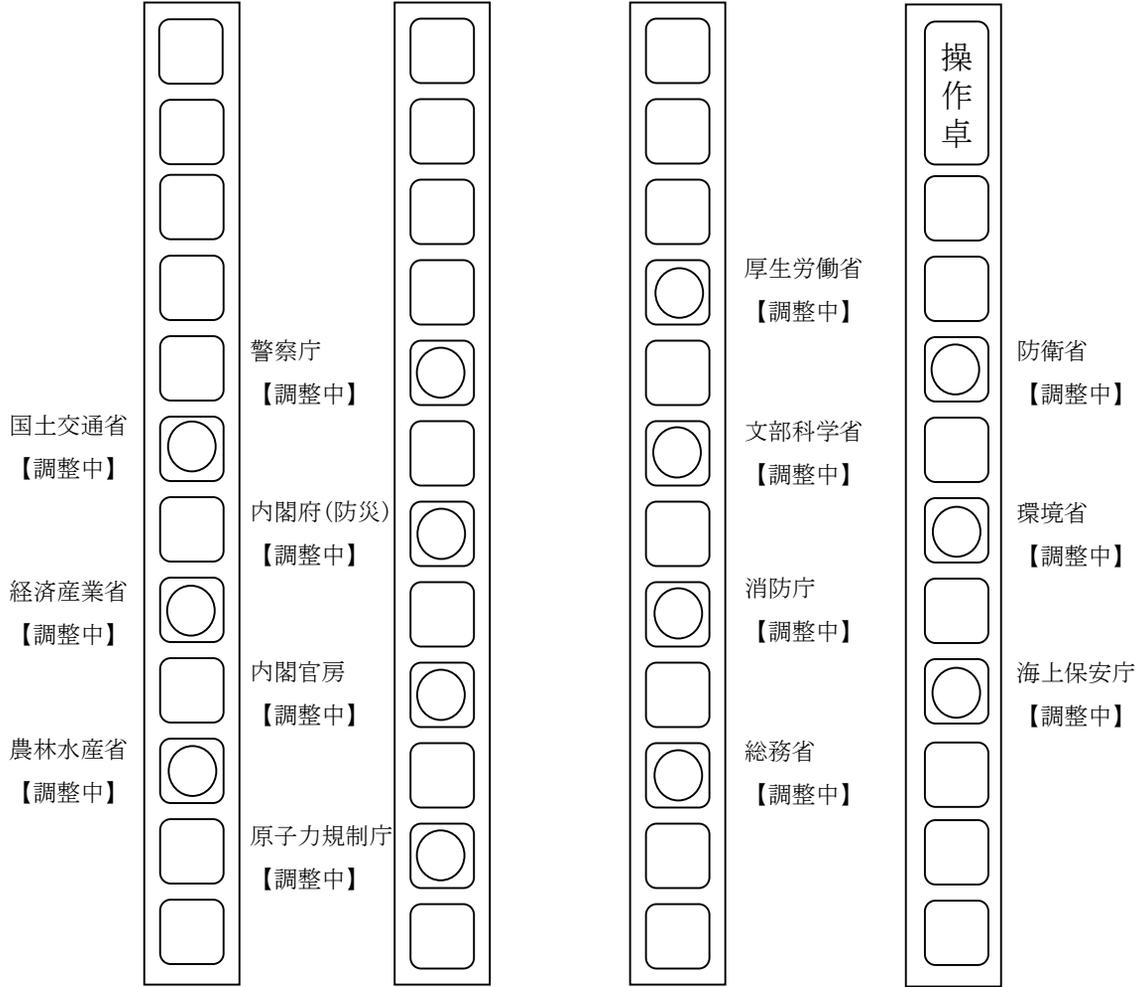
伊方地域原子力防災協議会（第4回） 配付予定資料一式

- ・ 配席図
- ・ 出席者一覧
- ・ 議事次第
- ・ (資料1) 伊方地域原子力防災協議会の構成員について
- ・ (資料2) 「伊方地域の緊急時対応」の改定について
- ・ (資料3) 伊方地域の緊急時対応（概要版）
- ・ (資料4) 伊方地域の緊急時対応（全体版）

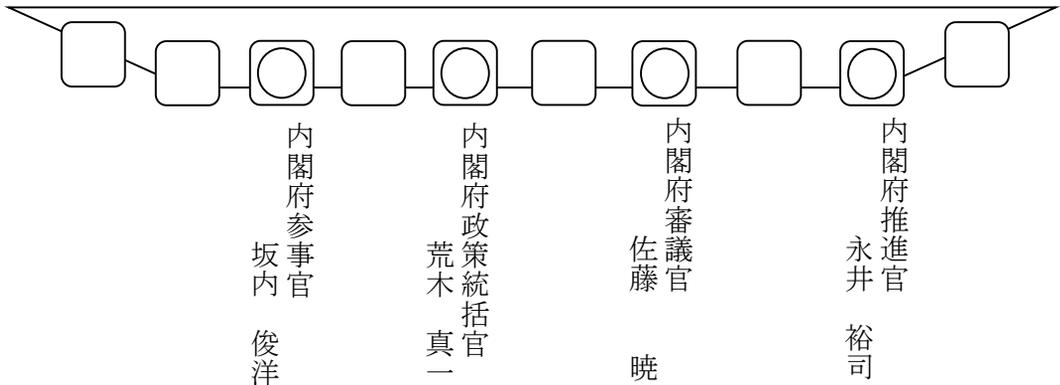
第4回伊方地域原子力防災協議会

日時：令和2年12月23日（水）13:00～
中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

スクリーン



出入口



伊方地域原子力防災協議会（第4回） 出席者一覧

（構成員）

荒木 真一	内閣府政策統括官（原子力防災担当）
【調整中】	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
【調整中】	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
【調整中】	内閣府大臣官房審議官（防災担当）
【調整中】	警察庁長官官房審議官
【調整中】	総務省大臣官房総括審議官
【調整中】	消防庁国民保護・防災部長
【調整中】	文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
【調整中】	厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
【調整中】	農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
【調整中】	経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
【調整中】	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
【調整中】	海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
【調整中】	環境省大臣官房審議官
【調整中】	防衛省大臣官房審議官
【調整中】	愛媛県副知事
【調整中】	山口県副知事
【調整中】	大分県副知事

（オブザーバー）

【調整中】	伊方町
【調整中】	宇和島市
【調整中】	八幡浜市
【調整中】	大洲市
【調整中】	伊予市
【調整中】	西予市
【調整中】	内子町
【調整中】	上関町
【調整中】	四国電力株式会社

（内閣府）

佐藤 暁	内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
坂内 俊洋	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
永井 裕司	内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付地域原子力防災推進官

(案)
伊方地域原子力防災協議会（第4回）

議 事 次 第

令和2年12月23日13:00～
中央合同庁舎第8号館
災害対策本部会議室(テレビ会議)

○議 題

^{いかた}
「伊方地域の緊急時対応」の改定について

【資料】

- 資料1 伊方地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料2 「伊方地域の緊急時対応」の改定について
- 資料3 伊方地域の緊急時対応（概要版）
- 資料4 伊方地域の緊急時対応（全体版）

伊方地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「伊方原子力防災協議会」を設置することとし、伊方地域においても「伊方地域原子力防災協議会」が設置された。

伊方地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
愛媛県副知事
山口県副知事
大分県副知事

<オブザーバー>

伊方町
宇和島市
八幡浜市
大洲市
伊予市
西予市
内子町
上関町
四国電力株式会社

<事務局>

内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（地域防災担当）付地域原子力防災推進官 等

1. 改定の目的

「伊方地域の緊急時対応」は、平成27年8月に開催された伊方地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われ、同年10月に原子力防災会議において了承された。また、平成27年11月の国の原子力総合防災訓練の実施を通して得られた教訓等を踏まえ、平成28年7月に改定を行っている。さらに、平成28年度から平成30年度に実施された愛媛県原子力防災訓練の検証結果等を踏まえ、平成31年2月に改定を行っている。

今般の新型コロナウイルスのような感染症(以下、「感染症等」という。)の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、「伊方地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

2. 改定のポイント

〈改善〉感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

屋内退避時の感染拡大防止

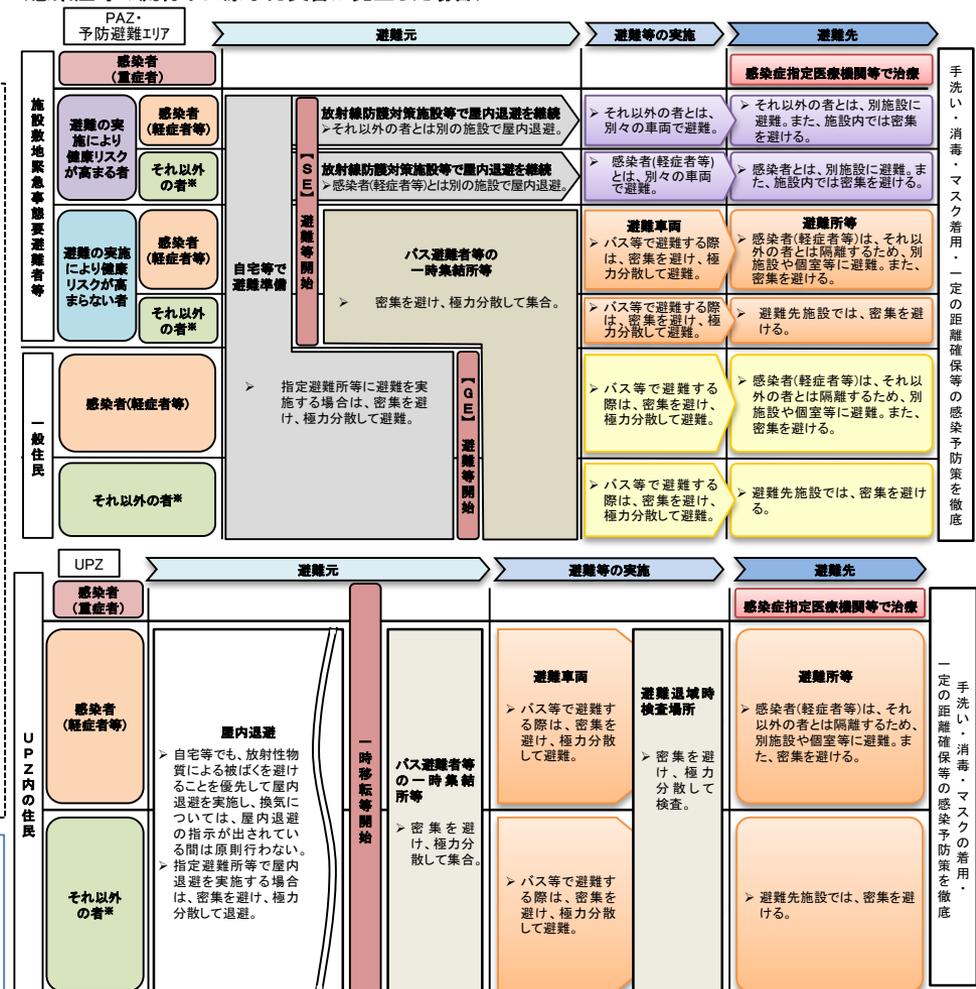
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

〈その他の改定〉

○放射線防護対策施設の新たな整備

- ・既存の放射線防護対策施設に加え、新たに1施設を整備。
(与修防災センター(予防避難エリア))

〈感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合〉



※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

一定の距離確保等の感染予防策を徹底

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底